

入札説明書

発注工事名

鶏卵処理施設建築工事

1 入札方法等について

(1) 入札書提出締切日時及び場所

日時 平成 29 年 9 月 26 日 (火) 午前 11 時

場所 広島県福山市光南町三丁目 7 番 30 号

(株) アキタ 5 階会議室

(2) 開札日時及び場所

日時 平成 29 年 9 月 26 日 (火) 午前 11 時 15 分

場所 (1) と同じ

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に該当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 提出された入札書の書換え、引替え又は撤回は認めない。

(5) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。

ア 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき

イ 入札に関する条件に違反したとき

ウ 入札者が 2 以上の入札をしたとき

エ 他人の代理を兼ね、又は 2 人以上を代理して入札をしたとき

オ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき

カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき

キ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき

(6) 落札者がいないときは、直ちに再度の入札をするので、再度の入札に参加しようとする入札参加者は、開札の時間までに開札場所に到着していること。ただし、無効な入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(7) 再度の入札において、再度入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

(8) 再度の入札は 5 回を超えないものとする。

(9) 入札執行について

ア 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を証する書面（以下「委任状」という。）を提出しなければならない。ただし、有効期間の記載のある委任状をあらかじめ提出し、当該有効期間が入札の時期を含む場合は除く。

イ 入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出すること。

- ウ 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入を禁じる。
- エ 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁じる。
- オ 入札室には、入札に必要な者以外は入室してはならない。

(10) 落札者の決定について

- ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- イ 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

2 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

- (1) 入札参加希望者は、公告で定める入札参加資格要件に応じ、次の書類を申請書に添付しなければならない。
 - ア 企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書
 - イ 契約等に係る指名停止等に関する申立書
 - ウ 不当事項に対する申立書
- (2) 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (3) 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (4) 申請書等の提出先等
 - 提出先 広島県福山市光南町三丁目7番30号 (株)アキタ内
(株)東城ポーターリー新プロジェクト室
 - 提出期限 平成29年9月19日(火) 午後5時

3 設計図書について

- (1) 設計図書は、平成29年9月15日(金)に実施する現場説明会において配布する。
- (2) 設計図書に対する質問がある場合は、次の提出期限までに、書面により提出すること。
設計図書に対する質問期限 平成29年9月22日(金) 午後5時

4 その他

- (1) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 入札公告後、契約締結（県議会の議決を必要とする工事にあつては、議決により本契約となった時）までの間に、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象により工事予定現場の状態が変動するなど、やむを得ない事由が生じたときと発注者が判断したときは、入札を中止若しくは延期する場合又は契約を締結しない場合がある。その場合、入札参加者又は落札者が契約又は工事の準備のために要した費用、損害等については、入札参加者又は落札者の負担とする。